

県北広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年2月28日

県北広域振興局長 佐々木 哲

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸軽米線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字軽米第9地割字権現林51番6地先から第10地割字新町92番1地先まで	新	A 11.7~4.1 m	m 1,166.5
		B 34.1~4.1	1,155.0
	旧	A 11.7~4.1	1,166.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 令和7年2月28日から同年3月27日まで